

面接審査の方法等について

1 申請書の提出団体順に次の要領で面接を行う。

(1) プレゼンテーション (20分)

申請書類に基づき、特にアピールしたいポイントを中心にプレゼンテーションを行う。

また、企画提案書のみでの説明とする。(プロジェクター等の使用や追加資料の配付はできない。)

※プレゼンテーションについては時間厳守とし、19分経過した時点で時間表示を行い、20分が経過すれば、プレゼンテーションの状況にかかわらず、終了するものとする。

↓

(2) 質疑応答 (20分程度)

各申請書類及びプレゼンテーションの内容等に基づき、質疑応答を行う。

※質疑応答については、15分経過時点で事務局長が委員長に合図し、委員長が状況に応じて進行するものとする。

↓

(3) 団体退室後、当該団体についての意見交換、記録等 (10分程度)

<団体の入替>

上記(1)、(2)、(3)の繰り返し

<全ての団体の面接終了>

↓

(4) 意見交換等 (10分程度)

委員同士で意見交換を実施する。

↓

(5) 採点

書類審査及び面接審査を踏まえて、総合評価により採点する。

2 各面接参加団体の出席参加者等について

(1) 各団体の面接出席者は、5名以内とする。

(2) 面接出席者の中には、各団体の代表者又は団体として責任をもって説明できる者に出席を依頼する。

(3) 面接出席者については、次の事項を事前に届け出させるものとする。

・団体名 ・出席者氏名 ・所属 ・役職 ・連絡先

(4) 上記の各項目については、面接参加団体が共同企業体等の場合も同様とする。